

2015年 5月 29日

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆さまへ

少額短期保険ハウスガード株式会社

このたびの災害による被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
当社では、次の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからの被害のご連絡・ご相談、
お問い合わせを承っておりますのでご案内申し上げます。

事故・被害のご連絡は、下記窓口までお願いいたします。
ハウスガード 事故受付センター
フリーダイヤル 0120-365-099
24時間365日受付

●災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆さまへ

当社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料の支払い」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望のお客さまは、次の窓口までお申し出ください。

適用都道府県	適用市町村	法適用日
鹿児島県	熊毛郡屋久島町 (くまげぐんやくしま ちょう)	平成27年5月29日

ハウスガード カスタマーセンター
フリーダイヤル 0120-365-289